

# I ボランティア活動について

## 1 ボランティアとは

### (1) ボランティアの意味

ボランティアという言葉は、英語でVolunteerと書きますが、もともとラテン語の、Vol（ウォロ、意志する）という言葉から派生した名詞のVoluntas（ウォルンタス、自由意志）からできた言葉です。英和辞典などをみると「志願者・任意行為者」などの訳語がみられます。ここでは、「主として社会福祉の中で志願して自発的な活動をする人」という意味でボランティアという言葉を使っていきたいと思います。

### (2) ボランティア活動とは

ボランティア活動とは、「自由意志に基づき、主体的に、他者が生活をしていく上での困難や社会が存続していく上での困難、またよりよい社会づくりへの必要性に心が動かされ、共感し、それらの解決や改善、実現のために個人がもっている内発的な力を発揮すること」です。

現代社会は複雑で、高度にシステム化されており、一人ひとりの力でできることを実感できることは難しくなっています。だからこそ、具体的な活動を通して一人ひとりが「手応え」や自分の居場所や力を感じることができ、時として予想を越えた大きな連帯と協働の輪を作り出すこともあるボランティア活動に多くの人々の期待が寄せられているのかも知れません。

### (3) ボランティア活動の三原則

#### ①自主性・主体性の原則

ボランティア活動は、個人の自由意志に基づいてなされる自主性・主体性のある活動です。他の人から強制されたり、義務として押しつけられたり、同情や哀れみで仕方なく活動することではなく、主体的な活動として行うものです。また、自由であるからこそ先駆的・開拓的活動も可能なのです。

#### ②社会性・連帯性の原則

ボランティア活動は、命の尊さを何よりも大切なものと考え、共に人間らしく生きる、そして共にそれを守り合う社会性・連帯性に基づく活動です。この原則は「下の者が上の者に仕える」「持てる者が持てない者に」ということではなく、「人が人と共に生きる」ということです。障がいのある人も、高齢者も、様々な社会的ハンディキャップ（障がい）を持つ人と共に生き、育ち合い、活かされ合う、地域社会を築くことを目標とする活動です。

#### ③無給性・無償性の原則

ボランティア活動は、一般にその働きに対して金銭による対価を得るのではなく、無償の活動であることが原則です。ボランティア活動への参加を通して、金銭ではない精神的報酬のみを得るものであって、金銭の報酬を期待して行う活動ではありません。

## (4) ボランティア活動の役割

### ①先駆的・開拓的役割

ボランティア活動には、地域社会の福祉課題に積極的に対応していくために先駆的開拓的役割があります。これには、福祉課題を顕在化し、共有化していく働きと、福祉サービスを開発し、実践して、制度・施策の充実発展を促す活動があります。

### ②補完的役割

公的制度・施策の立ち遅れによって、福祉課題に対応するサービスがない場合にボランティア活動がその制度・施策に代わって福祉課題に対応するものです。

### ③批判的役割

現行の制度やサービスの効果をチェックして、より効果・施策への改善や不足するサービスの創設を促す役割があります。

### ④パイプ的役割

福祉制度の正しい理解と促進を図り、福祉課題とサービスをつなぐパイプ役として期待されています。また、社会福祉への良き理解者として、障がいを持った人への偏見をなくしていくといったような社会福祉に対する正しい理解を広めていき、地域住民の社会福祉活動への積極的参加を促す役割があります。

### ⑤自己の成長を高める役割

ボランティア活動は、ボランティア自身にとっては他者との関わりの中で自己をより豊かに実現する活動です。そして、活動を通して社会福祉へ理解を深め、その本質を学ぶ場でもあります。

## 2 ボランティア活動をはじめる前に6つの提案

### (1) 責任を持とう!

ボランティア活動は、どんな活動でも社会的責任を伴うものです。人と人との関係の上に成り立つ活動なので、活動には責任を持つという基本を忘れないでください。

### (2) 約束は守る

当たり前のことですが、活動が決まったら相手はあてにして待っているものです。私的な用事や都合で変更することはできるだけ避けること。やむを得ないときは、早めに必ず連絡してください。

### (3) 金銭の貸し借りはしない



必要以上に相手にプレゼントしたり（されたり）、自分で何かの経費を負担したりすると、自分の負担が増えて活動が重荷になることがあります。活動する中で、ボランティア自身が多額のお金を持ち出すのは本来の姿ではありません。

### (4) 長く続けるには…



自分の生活の中からどれだけ時間をとれるか、十分に検討してみましょう。1週間に何日、あるいは1ヶ月に何日と自分の生活に無理のないように組み入れてください。そして家族の理解と協力を得ておくことが大切です。

### (5) プライバシーを守る



活動を通して知った他人の生活をあれこれ無責任に口外しないこと。つい話のタネにしてしまうこともありがちです。気をつけましょう。

### (6) 相手の立場になって活動しよう



ボランティア活動は積極性も要求されますが、一方的な善意の押しつけにならないように注意してください。“こうした方がいいだろう”という安易な自己判断で行動すると相手にとって迷惑になることがあります。ボランティアは協力者であり、援助者です。相手の立場に立って考えることを忘れずに。

## ③ ボランティア活動の手順

### (1) 問題の発見

私たちの身のまわりにある福祉課題を見過ごさずに、問題として把握することから活動は始まります。素朴な問題を発見し、具体的な解決のための実践活動を通して、本当の福祉課題を知ることが多いのです。

### (2) 仲間の問題に

定例のボランティアの集まりの時などに、一人ひとりのボランティアが発見した問題を出しあい、まず仲間の問題にすることです。福祉課題を仲間の問題にすることとは、単に仲間のみならずその問題の所在を知らせるというだけのものではなく、仲間の行動力を開発するという積極的な意味を持ちます。

ボランティア活動の場合、まずボランティア仲間の間で問題として話し合い、実践していくなかで、住民を巻き込んでいくことが大切です。

### (3) 実態を把握する



仲間の中で福祉課題が確認されても、それを課題としてとりあげる前に、その問題が本当に問題なのか検討し、確認してみる必要があります。ある特定の人だけの問題ではないのか、また解決されていて、ただその利用の仕方がわからないのではないのか、客観的に見つめ直す必要があります。

### (4) 目標を決める

まず、みんなの問題をとりあげ、自分たちにできることは何かを考えてみましょう。

- ①市役所や保健福祉事務所などの行政の段階で解決されること。
- ②社協、公民館、自治会などの各種団体・機関の活動で解決できること。
- ③学者、医者など専門家の協力を得なければならないこと。
- ④自分たちの力で解決できること。すべてのことを自分たちの力だけで解決しようと思わずに、とりあげたい問題について、自分たちにできる部分での解決のための目標を立てることです。

### (5) 活動計画を立てる

活動計画は、できるだけみんなで話しあって立てましょう。みんなで計画を立てるということとはみんなにやる気を起こさせ、また話し合いによって目標の解決が深まります。計画を立てるときは地域のさまざまな機関や団体の理解を求め、活動を進める上で必要なものはどんどん活用しましょう。

- ①計画はグループ全員が自分たちの手で立てる。
- ②計画は解決していく見通しを明らかにし、専門家や社会資源の活用を図り、互いの役割を決定する。
- ③実施上の具体的な手順を明らかにする。
- ④活動の対象の方との打ち合わせは詳しくしておく。



### (6) 実施する

みんなで立てた計画を基に活動に入ります。この段階では、活動を通して問題を地域の人にも知ってもらい、地域における問題として地域住民を活動へ参加させることを考えていきます。

### (7) 反省する

1つの活動を終えた後は、反省をしてみましょう。こうしたら良かった、悪かった、どう感じたということを活動記録として書きとめておきます。この反省や評価の中から、また新しい課題も生まれてきます。活動はこのくり返しの中で発展していくのです。



## 4 ボランティアセンターの紹介

茅ヶ崎市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの育成と啓発、広報活動、様々な相談を行い、ボランティア活動の振興と社会福祉の向上・発展を図っています。

センターには、ボランティアコーディネーターを配置して相談等を行っています。お気軽にご利用ください！

### (1) ボランティア相談・情報提供

ボランティアセンターには、ボランティア活動の相談や調整をするためのボランティアコーディネーターがいます。どのようなボランティア活動を希望されているのか、どのようなボランティア活動があるのかといった紹介をしながら、その人その人にあったボランティア活動をご紹介します。活動支援のための個人ボランティア登録制度もあります。まずはご相談ください。

#### ボランティア活動を応援します！

「何か自分にできることをやってみたい」という方に、市内でボランティアを必要としている個人、施設、団体の募集情報や市内で活動しているボランティアグループを紹介しています。

また、個人ボランティア登録の受付（希望者へボランティア情報紙を郵送します）、ボランティア保険の加入手続きやボランティア活動に関する相談も行っています。

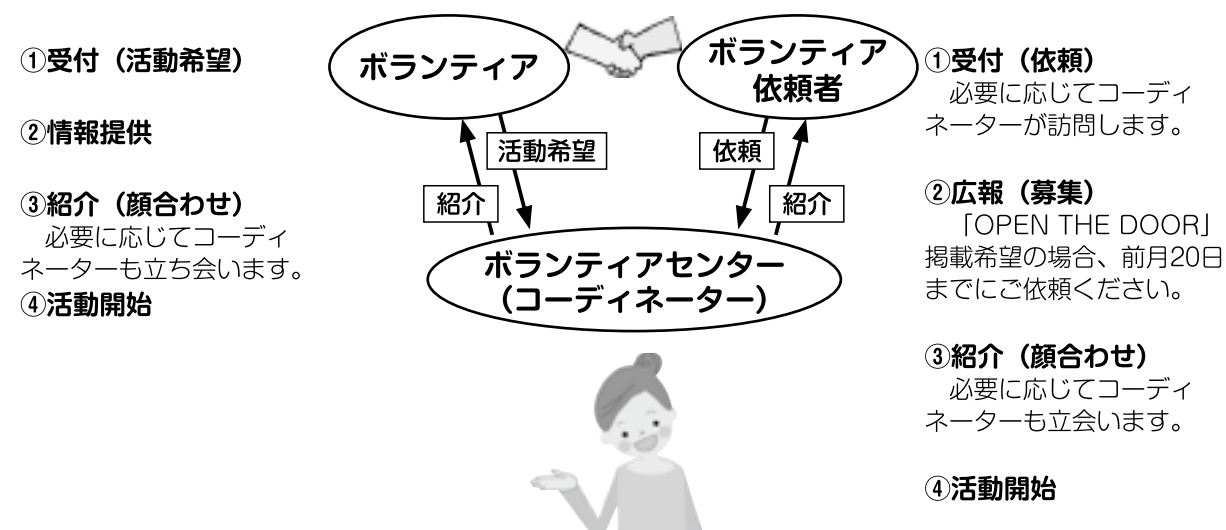
#### ボランティアさんをご紹介します！

高齢の方、障がいのある方、保育などのお手伝い（話し相手、散歩や行事の付き添い、通院などの送迎、講座開催中の保育等）

福祉施設などへのお手伝い（老人ホームや障がい児・者施設のお手伝い、行事のお手伝い等）

ボランティアグループの紹介（誘導・録音・点訳・手話・要約筆記・演芸等）など…

### ボランティア活動



### (2) ボランティア講座・行事等の開催

ボランティア活動参加のきっかけづくりや福祉の啓発を目的とし、年間を通じてさまざまなボランティア養成講座や行事を開催しています。

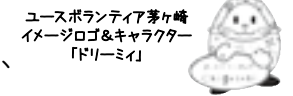
#### ボランティア大学（5～6月開催）

茅ヶ崎ボランティア連絡会との共催。新たなボランティアの発掘と活動への理解を促進するため、初心者を対象に開催しています。



#### ユースボランティア茅ヶ崎（7～9月開催）

ちがさき市民活動サポートセンターと共催。中学生以上の学生を対象とし、自分で選択できる青少年の育成を目的に開催しています。



#### 夏休みおやこ手話教室（8月開催）

若年層からの福祉との出会いを広げ、ボランティア活動参加へのきっかけとなることを目的として開催しています。



#### 精神保健ボランティア講座

障害者生活支援センターとの共催。心に病を持つ人の生活のしづらさを理解し、地域で支えあえるボランティアの育成を目的に、関係機関で推進委員会を組織し開催しています。

#### ボランティアまつり～福祉バザー～（11～12月頃開催）

茅ヶ崎ボランティア連絡会との共催。福祉バザー・アトラクション・ボランティア相談などを行います。

#### ボランティア入門講座

様々な分野のボランティア活動に参加するきっかけづくりを目的として開催しています。

#### ボランティアフォローアップ講座

ボランティア活動経験者を対象に、福祉に関する幅広い分野への関心を高め、意識の向上を図ることを目的として開催しています。

#### 出前講座（随時開催）

地域住民、企業、学校等が、福祉への理解や関心を高めることを目的に、ボランティア、当事者団体等の協力を得ながら、出前型の福祉講座を開催しています。

#### 福祉教育研修会

福祉教育に携わるもの同士の交流と、福祉教育に対する共通理解を図るため、市内小中学校教員、福祉教育協力団体（ボランティア、当事者団体等）、地区社協役員等を対象に開催しています。

### (3) ボランティアグループの活動支援

ボランティア活動費の助成やボランティアルームの貸出、各種相談などを行っています。また、印刷機やコピー機も利用できます。

### (4) 広報活動

ボランティアセンターに寄せられる様々な相談から把握された福祉ニーズを広く周知し、理解を促進すると共にボランティアによる支援を呼びかけることを目的に情報紙を発行しています。

- ・ボランティア情報紙「OPEN THE DOOR」毎月1日発行
- ・ボランティア情報紙「OPEN THE DOOR～施設編～」年4回発行
- ・冊子「ボランティア活動のしおり」2年に1回発行
- ・「ボランティアセンターだより」年1回程度発行

## 5 ボランティア保険について

～安心してボランティア活動に参加するために～



### (1)「市民活動等災害補償制度」(茅ヶ崎市役所 ホームページより抜粋)

令和4年11月7日現在

#### 【市民活動等災害補償制度とは】

市内では、自治会活動・社会福祉活動など、多くの方々によって市民活動が行われています。この制度は、活動中に起こってしまった予期せぬ事故によるケガ等について補償することで、市民の方々が安心して市民活動を行えるようにする制度です。

※報告を受けた事故に対して保険会社が保険約款に基づき審査をするため、活動や事故の内容によっては制度の対象とならない場合があります。  
※市民活動中の事故であることを本人以外の第3者が証明できない場合は、制度の対象とならない場合があります。

#### 【市民活動とは】

市民により自発的・自主的に構成された市民団体等が、国内で本来の職場を離れて行う継続的・計画的な無報酬（実費弁償は可）活動で、自治会やPTAなどの地域社会活動、子ども会などの青少年健全育成活動、在宅老人のホームヘルプなどの社会福祉・社会奉仕活動、各種講座などの社会教育活動のことをいいます。

ただし、政治、宗教及び営利などを目的とする活動は除かれます。



#### 【対象となる事故】

##### 傷害事故

傷害事故とは、市民団体等の指導者及び参加者、団体等の構成員が、市民活動中に突発的な要因で、受傷または死亡した事故のことです。

熱中症（熱射病・日射病）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒も補償の対象です。

※スポーツ・レクリエーション活動については、体育協会等公共的な団体が広く市民を対象として行う教室・講習会等の参加者が受傷した場合を除き、原則として対象となりません。

※見物人や観覧者、参加者の付添人、参加主体ではない乳幼児は対象となりません。

※頸部症候群（ムチウチ症）や腰痛などで、医学的他覚所見のないもの（診断によって症状を裏付けることができないもの）は、原則として対象となりません。整骨院、接骨院、整体院等にかかる場合も必ず医療機関で医師の診療を受けてください。

##### 賠償責任事故

市民活動中に指導者等の過失により他者にケガを負わせたり物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、または参加者等から精神的苦痛を受けたと訴えがあった場合に補償されます。

- 他人に損害を与えたとしても、指導者等の過失が認められない場合については適用されません。
- 参加者が他人に与えた損害については対象となりません。
- 事故が発生した際は、現場及び破損物の破損状況がわかる写真を撮影しておいてください。

##### 【補償の利用】

市民活動等災害補償制度の契約は、市内に活動拠点を置く市民活動団体等を被保険者として茅ヶ崎市が契約していますので、事前の登録手続きや保険料は不要です。

契約期間は、5月1日から翌年5月1日までです。

※契約更新時に契約内容に変更が生じる場合があります。また、市と保険会社の契約がまとまらない場合などは、補償できない期間が発生する可能性があります。

書類の提出期限は、事故日から1か月以内ですので、速やかに手続きを行ってください。

**お問い合わせ** 市民自治推進課 地域自治担当 市役所本庁舎4階  
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1  
電話：0467-82-1111 ファクス：0467-87-8118

### (2)「ボランティア活動保険」(全国社会福祉協議会)

令和4年度 ボランティア活動保険の手引きより抜粋

#### 【ボランティア活動保険とは】

ボランティア活動保険は、日本国内におけるボランティア活動中におこる様々な事故に対する備えとして無償で活動するボランティアの方々のために昭和52年度に発足した補償制度です。

#### 【加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）】

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体。

※登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

※未成年者（小・中学生を含む）も加入申込できます。

※営利企業名（株式会社・有限会社等）による加入も社員の自由意思に委ねる活動であれば可能ですが、企業の営利事業の一環として行う活動は対象外となりますので、ご注意ください。

#### 【被保険者（保険の補償を受けられる方・ご加入者）】

ケガの補償：ボランティア個人

賠償責任の補償：ボランティア個人、ボランティアの監督義務者※1、  
特定非営利活動法人（NPO法人）※2

※1 ボランティアがお子様などの未成年者で責任能力がない場合には、親権者などの監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

※2 ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

#### 【対象となるボランティア活動】

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、下記①から③までのいずれかに該当する活動とします。

- ①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。  
（グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。）
- ②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

**お問い合わせ** 株式会社 福祉保険サービス  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
電話：03-3581-4667 FAX：03-3581-4763

または  
茅ヶ崎市社会福祉協議会 ボランティアセンター